上田市障害者基本計画について

1.計画策定の趣旨

上田市では、障害者基本法に基づき、平成19年度に「上田市障害者基本計画」を策定し、障害者自身が本来持つ個性の尊重と、自己の能力を最大限に引き出せる支援体制や地域一体となった環境づくりを進めることを基本方針とし、障害者施策の総合的な推進を図ってきました。

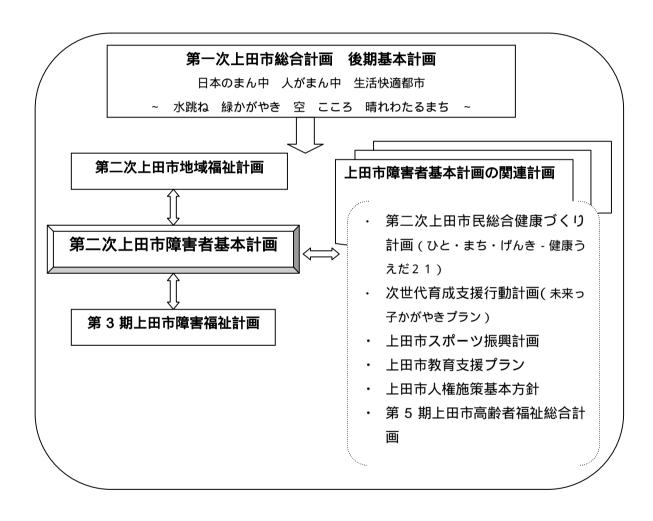
この計画は、平成22年度までの前期計画と平成23年度から25年度までの後期計画とに位置付け、後期計画の策定に当たっては、より実行性の高い計画とするため、前期計画の評価検証を行うとともに、地域や社会情勢の実情に応じるべく見直しを行い、「障害者が住み慣れた地域で安心して生活できる社会」を目指し、新たな課題にも取り組んできました。

第二次上田市障害者基本計画では、第一次計画の成果と平成23年の障害者基本法の 改正、平成25年度中に策定される国の新たな障害者基本計画を踏まえ、全ての市民が、 障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実 現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等を図る施策を総合的かつ計画的に推進 します。

2.計画の位置づけ

第二次上田市障害者基本計画は、障害者基本法第9条第3項により、地方自治法第2条第4項の基本構想に則し、上田市における障害者の自立及び社会参加の支援等を総合的かつ計画的に推進を図るために策定するもので、上田市が講ずる障害者施策の最も基本的な計画として位置付けられます。

なお、この計画は上田市総合計画及び上田市地域福祉計画を上位計画とし、その他、市の定める計画との整合性と調和を図り、計画的・合理的に施策を推進します。



3.計画期間

計画の期間は、平成26年度から平成32年度までの7年間とします。

この間、大幅な制度改正や社会情勢の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。

